

# 総務省組織規則の一部を改正する省令の概要

## 1 改正理由

令和7年度機構査定結果等に基づき、総務省組織規則（平成13年総務省令第1号）の一部を改正する。

## 2 改正内容

局名等	改正内容	改正条文
国際戦略局	国際戦略課国際機関室（振替新設）	第36条
	国際経済課多国間経済室（振替廃止）	旧第41条
	参事官付企画官(1)（振替廃止）	第43条
情報流通行政局	放送政策課国際放送推進室（移替え）	第48条
	放送業務課配信サービス事業室（振替新設）	第50条
	放送業務課企画官(1)（移替え）	
	放送施設整備促進課企画官(1)（移替え）	第51条
	衛星・地域放送課地域放送推進室（振替廃止）	旧第51条
郵政行政部	企画課信書便事業室（振替新設）	第52条
	企画課検査監理室（振替廃止）	
	企画課特別検査官(3)（移替え）	第52条、 附則第15条
	郵便局活用課地域貢献推進官（移替え）	第53条
サイバーセキュリティ統括官	参事官付企画官(1)（振替廃止）	旧第76条

上記のほか、所要の改正を行う。

## 3 公布日

令和7年6月27日

## 4 施行期日

令和7年7月1日